

令和6年の年末調整

1. 年末調整とは

年末調整とは、本年中の給与所得に対する税額を皆様の申告に基づいて算出し、毎月のお給料から徴収納付している源泉所得税額との差額を調整する手続きです。なお以下の方は年末調整の対象となりません。

- 本年中の主たる給与の収入額が2,000万円を超える方
- 2ヶ所以上から給与の支払いを受けていて、他の給与支払者に「扶養控除等(異動)申告書」を提出している方
- 会社に「扶養控除等(異動)申告書」を提出していない方

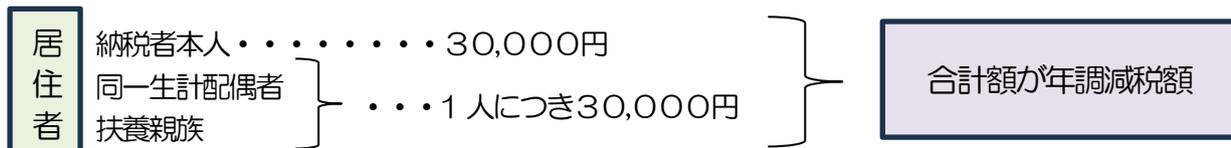
2. 令和6年の変更点

令和6年分所得税の定額減税の実施

年末調整の対象となる人が、原則として、年調所得税額から年調減税額を控除する年調減税の対象者となります。ただし、年末調整の対象となる人のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人については、年調減税額を控除しないで年末調整を行うこととなります。

年調減税額の計算

年調減税額は、「本人30,000円」と「同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円」との合計額となります。年調減税額の計算に当たっては、「扶養控除等(異動)申告書」や「配偶者控除等申告書」などから、年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族(同一生計配偶者及び扶養親族はいずれも居住者に限ります。)の人数を確認することとなります。



3. 提出書類について(11月末日を目処に提出してもらいましょう)

(1) 「令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」

年末調整は、この申告書に基づいて行います。本年中、内容に変更のない方も必ず提出してください。

(2) 「令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」

来年の給与計算を、この申告書に基づいて行います。

(3) 「令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」

本人及び配偶者の所得について記入します。

(4) 「令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書」

保険料控除については、各計算式に基づいて控除額を申告してください。

- ① 生命保険料(一般・介護・個人年金)
- ② 地震保険料・旧長期損害保険料
- ③ 社会保険料控除

家族の分の国民健康保険料・国民年金の保険料をあなたが納付している場合、令和6年1月から令和6年12月中に支払った額を記入して下さい。

(5) 住宅借入金等特別控除申告書

税務署から発行された「令和6年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」にて控除額を申告してください(住宅取得後最初の申告については、確定申告してください)。

連帯債務で持ち分割合のある方はその内容、また負担割合に応じた金額を正しく記載してください。

※ 金融機関から送付された借入金の残高証明書を必ず添付してください。

※ 住宅ローンの借り換えをされた方は、元ローンの借り換え時残額がわかる書類を添付してください。

(6) 前職の「令和6年源泉徴収票」

※ 今年中途入社された方は必ず提出してください(提出のない方は年末調整できません)